

令和4年度特別養護老人ホーム入所状況等調査実施要領

令和4年8月2日

医療保健部長寿介護課

1 趣旨

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）については、平成14年8月から、施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させる努力義務が課せられたことから、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」を策定し、入所申込者の「要介護度」等を点数化することにより、入所における透明性・公平性を確保すべく運用を図ってきました。

また、平成20年度には、指針の見直しを行うとともに、各施設における適正運用の確保策（名簿の適正な運用管理）を取りまとめ、平成27年度には特例入所について見直しをしたところです。

しかしながら、その後の「特別養護老人ホーム入所状況等調査」（以下「調査」という。）において、改正後の入所基準策定指針に基づいた運用が行われていない施設や、名簿の適正管理がまだ徹底されていない施設が見受けられます。

一方、特別養護老人ホームへの入所申込者は依然として多数に上っていることから、入所申込者の実態を把握した上で、その解消に向けて取り組む必要があります。

このことから、各施設における入所基準の見直しと運用の適正化の状況及び入所申込者の実態を把握することを目的として本調査を実施します。なお、適正な運用等が行われていないと思われる施設については、現地調査等により指導を行うことがあります。

2 対象

令和4年9月1日に存する県内全ての特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）211施設

3 基準日

令和4年9月1日

4 調査の内容

①調査票

- (1) 調査票1 特別養護老人ホーム入所申込者調べ（最新の待機者名簿）
- (2) 調査票2 特別養護老人ホーム入所者調べ（年間入所者名簿）
- (3) 調査票3 令和4年9月1日現在の入所者名簿
- (4) 調査票4 特別養護老人ホームの空床の状況に関する調査

②留意点

- (1) 調査票に関しては、待機場所のリストの修正（類型の細分化〔平成28年度調査〕、介護医療院の追加〔平成30年度調査〕）を適宜行っているほか、今年度から特定施設入居者生

入力誤りや入力漏れが多い場合は、調査票データを返送し、再提出をお願いする場合があります。

(7) 例年、入所基準点が80点以上となる入所申込者のうち、申込受付日が1年以上前となっており、かつ、入所見送り理由が記載されていない入所申込者が一定数存在しています。調査票に入力していただくに当たっては、これらの入所申込者の中に、「入所順位が上位者となるべきであるにもかかわらず、順位の入替えなどが適時に行われていない結果、入所候補者になっていない」、「入所見送りになったにもかかわらず、入所見送り理由が記載されていない」などの事案がないかを御確認ください。

確認の結果、入所候補者としての検討が漏れていることが判明した場合は、早急に入所申込者名簿の順位の入替えを行い、入所検討を行ってください。

5 調査方法

- (1) 各施設において、配布したUSBメモリーに調査票の様式（エクセルファイル）を三重県ホームページからダウンロードした上、データを入力してください。
- (2) 調査票様式 <https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/47819022916.htm>
- (3) 各施設は9月1日を基準日として、「調査票1」、「調査票2」、「調査票3」及び「調査票4」を作成し、当該調査票のデータを保存したUSBメモリーを各施設の所在地を管轄する保健所・福祉事務所へ提出してください。（調査票入力チェック表の提出は不要です。なお、下記（5）のフィードバックを受けるまでは、提出した調査票1及び2について、電子ファイル等の保管をお願いします）。
- (4) 保健所・福祉事務所では、管内各施設から報告された調査票の点検（未記入がないか等）を行い、長寿介護課へ提出します。
- (5) 長寿介護課は、全調査票を集約し、各保険者にデータ照合を行った後、その結果をまとめたものを各施設にフィードバックします。
- (6) 各施設においては、改正後の「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき、入所指針の見直しを行うとともに、死亡者や既に他の特別養護老人ホームに入所している者を入所順位名簿から削除するなど、名簿の適正な管理に努めるようお願いします。

6 注意事項

- 調査票（USBメモリー）の受渡しについては、個人情報を含むことから確実に届いた（受け取った）ことを確認するように細心の注意を払ってください。ウイルス対策ソフト等で確実にウイルス除去を行ったUSBメモリーで原則持参にて提出としますが、これにより難しい場合は、書留郵便による提出とします。（平成29年度から実施）

7 個人情報保護法上の規定について

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）は、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」（同法第18条第1項）と規定するとともに、

「本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」（同法第27条第1項）と規定しています。そのため、「特別養護老人ホームへの入所申込み」を目的として収集している情報を第三者に提供する場合、新しい利用目的による当該情報の取扱い及び第三者への提供について、本人へ同意が必要なところです。しかし、同法第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号は、「法令に基づく場合」を例外としており、本調査は、この例外に該当します。

- 本調査については、「入所申込み」状況の調査だけではなく、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める「指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる」ことに対する調査の趣旨も含まれています。
- ついては、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第2項の規定に基づき、同法第90条の規定による報告の一環として調査を実施するものとして御協力をお願いします。
- また、真に入所が必要な入所申込者の存否等の確認を行うため、県及び関係市町で被保険者番号等を基に調査結果の分析を行うことをあらかじめ御承知ください。

8 スケジュール

日 程	概 要
8月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査協力依頼 長寿介護課から各施設へ文書依頼 長寿介護課から関係機関へ文書での協力依頼・周知 （保健所・福祉事務所、市町、老人福祉施設協会等）
9月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査基準日 各施設において、調査票入力 入力完了次第、USBメモリーを施設から保健所・福祉事務所へ提出
9月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所・福祉事務所への提出期限 保健所・福祉事務所において、USBメモリーの内容をチェック
10月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所・福祉事務所から長寿介護課への提出期限 全体集計 ・ 調査分析
12月上～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加調査依頼（長寿介護課→市町）
1月中～下旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所・福祉事務所への提出期限 保健所・福祉事務所において、USBメモリーの内容をチェック
1月下旬～2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所・福祉事務所から長寿介護課への提出期限 全体集計 ・ 調査分析
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査結果のフィードバック 追加調査を実施した後、調査結果を公表

附則：この要領は令和4年8月2日から適用する。